

千葉県国民健康保険特定健康診査及び特定保健指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県国民健康保険条例（昭和61年千葉県条例第10号）第8条第1項に規定する特定健康診査等の実施について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 特定健康診査等の対象者は、当該年度中に40歳以上となる千葉県国民健康保険被保険者とする。

(実施期間)

第3条 特定健康診査の実施期間は、特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）を交付した日から当該年度の2月末日までとする。

(特定健康診査等の業務委託)

第4条 特定健康診査は、一般社団法人千葉県医師会（以下「千葉県医師会」という。）に委託する。

2 特定保健指導は、千葉県医師会及び千葉県保健指導業務委託契約検討委員会設置要綱に規定する検討委員会で指定する者（以下「指定事業者」という。）に委託する。

(実施場所)

第5条 特定健康診査は、千葉県医師会の推薦を受けて市が指定する医療機関（以下「医療機関」という。）で行う。

2 特定保健指導は、医療機関又は市が別に指定する場所で行う。

(受診券及び被保険者証)

第6条 市は、対象者に受診券を交付する。

2 特定健康診査を受ける者は、市が交付した受診券と国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）を医療機関の窓口に提示する。

3 当該医療機関は、被保険者証及び受診券の内容を確認したうえで特定健康診査を行う。

4 特定保健指導を利用する者は、被保険者証を医療機関の窓口または指定事業者に提示する。

5 当該医療機関及び指定事業者は、被保険者証の内容を確認したうえで特定保健指導を行う。

(特定健康診査)

第7条 特定健康診査の検査項目は、特定健康診査検査項目一覧表（別表1）のとおりとする。

- 2 医療機関は、特定健康診査の結果から、健康の保持に努める必要がある者に対し、生活習慣病のリスクに応じて厚生労働省令に定める「動機付け支援」、「積極的支援」に階層化し、特定保健指導の要否等を判定する。
- 3 特定健康診査の実施回数は、1人につき1会計年度1回とする。

(特定健康診査に関する結果の通知)

第8条 特定健康診査を行った医療機関の医師は、特定健康診査を受けた者に対し、特定健康診査受診結果通知表として特定健康診査受診記録票の記載内容を説明し、通知する。

(特定保健指導)

第9条 医療機関で実施する場合の特定保健指導の実施内容は、特定保健指導実施内容一覧表（別表2）のとおりとする。

- 2 指定事業者で実施する場合の特定保健指導の実施内容は、別に市が定めるものとする。
- 3 医療機関で実施する場合の特定保健指導の初回面接は、第8条に定める特定健康診査に関する結果の通知の際に開始することができる。

(費用の額)

第10条 特定健康診査の費用の額は、特定健康診査単価表（別表3）のとおりとする。

- 2 医療機関で実施する場合の特定保健指導の費用の額は、特定保健指導単価表（別表4）のとおりとする。
- 3 第1項及び第2項の費用の額を改定する場合は、市は千葉市医師会と協議する。
- 4 指定事業者で実施する場合の特定保健指導の費用の額は、別に市が定めるものとする。

(費用の負担)

第11条 特定健康診査の費用は、受診者の負担額（以下「自己負担金」という。）を500円とし、市の負担額は、費用から自己負担金を控除した額とする。

- 2 特定保健指導の費用は、市が全額負担する。

(費用の請求)

第12条 医療機関は、特定健康診査については終了後に、千葉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に報告・請求を行う。

なお、請求金額は、特定健康診査等の費用から自己負担金を控除した額とする。

- 2 医療機関で実施した特定保健指導については、初回面接終了後及び評価終了後に、国保連合会に報告・請求を行う。
- 3 第1項及び第2項に定める報告・請求については、特定健康診査等実施月の翌々月5日までに行うものとする。なお、報告期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を報告期限とする。
- 4 指定事業者で実施した特定保健指導については、別に市が定める方法で、市に報告・請求を行う。

(費用の支払い)

第13条 医療機関で実施した特定健康診査等について、国保連合会は報告内容等を審査のうえ、特定健康診査等を行った医療機関に対し、その費用を支払う。

- 2 受診者は、自己負担金を受診時に医療機関に支払う。
- 3 指定事業者で実施した特定保健指導に係る費用については、別に市が定める方法で支払う。

(特定健康診査等の事務委託)

第14条 特定健康診査等結果データ（以下「健診等結果データ」という。）の管理、特定健康診査等の費用の支払いに関する事務を国保連合会に委託する。

(健診等結果データの報告)

第15条 医療機関は、特定健康診査等の実施後に、健診等結果データを国保連合会に送付する。

(健診等結果データの管理)

第16条 国保連合会は、健診等結果データを管理し、特定健康診査等の事業実施に必要な報告集計を行う。

(事業評価)

第17条 市は、健診等結果データと医療レセプトデータを分析し、事業評価を行う。

(補足)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特定健康診査等の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

特定健康診査検査項目一覧表(別表1)

区 分		内 容		
特定健康診査	基本的な健診の項目	診 察	質問(問診)	
			理学的所見(身体診察)	
			身長	
			体重	
			腹囲	
			BMI	
			収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血液検査	脂質検査	空腹時中性脂肪 (食後10時間未満の場合は随時中性脂肪として実施)
				HDL-コレステロール
				LDL-コレステロール
			肝機能検査	AST(GOT)
				ALT(GPT)
				γ-GT(γ-GTP)
			腎機能検査	血清クレアチニン(※1)
				eGFR(※1)
			尿酸検査	血清尿酸(※1)
			血糖検査	空腹時血糖
				ヘモグロビンA1c
			尿検査	尿糖
				尿蛋白
				尿潜血(※1)
	詳細な健診の項目(※2)	貧血検査	赤血球数	
			血色素量	
			ヘマトクリット値	
		心電図検査		
		眼底検査		

(※1) 千葉市独自の追加項目(ただし血清クレアチニンについては、実施基準に基づき医師が必要と認めた者については詳細な健診の項目として取扱う。)

(※2) 詳細な健診の項目は、平成29年8月1日厚生労働省告示第265号の実施基準に基づき、医師が必要と認めるときに実施する。

特定保健指導実施内容一覧表(別表2)

1 動機付け支援

内 容	
(1) 初回面接	・個別面接20分 ・心電図検査(特定健康診査の詳細な健診の項目として心電図検査を実施した場合や、特別な事情がある場合を除く)
(2) 最終評価 (※1)	・個別面接又は通信(電話・電子メール・FAX等)。 ・詳細な指導は不要。

2 積極的支援

内 容	
(1) 初回面接	・個別面接20分 ・心電図検査(特定健康診査の詳細な健診の項目として心電図検査を実施した場合や、特別な事情がある場合を除く)
(2) 継続的支援 (※2)	・令和5年厚生労働省告示第145号で定めた実施方法に基づき、180ポイントの支援を実施する。
(3) 最終評価 (※1)	・個別面接又は通信(電話・電子メール・FAX等)。 ・詳細な指導は不要。

(※1) 最終評価の実施時期

○初回面接から必ず3か月以上経過した後に実施すること。

○積極的支援においては、継続的支援の最終回がこの時期に該当する場合は、これと同時に実施することができる。

(※2) 継続的支援の内容

○ 積極的支援対象者の過去の生活習慣及び行動計画の状況を踏まえ、積極的支援対象者の必要性に応じた支援。

○ 食事、運動等の生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。

○ 進捗状況に関する評価として、積極的支援対象者が実践している取り組み内容及びその結果についての評価(中間評価)を行い、必要があると認めるときは、行動目標及び行動計画の再設定を行うこと。

○ 行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいて支援を行うこと。

特定健康診査単価表(別表3)

令和7年度

1 基本項目

健診項目区分		個別方式 単価
診察	問診	2,730円
	理学的所見(身体診察)	
	身長	
	体重	
	肥満度・標準体重	
	血圧	
脂質検査	空腹時中性脂肪または随時中性脂肪	990円
	HDL-コレステロール	
	LDL-コレステロール	
肝機能検査	AST(GOT)	
	ALT(GPT)	
	γ-GT(γ-GTP)	
腎機能検査	血清クレアチニン(※)、eGFR(※)	
尿酸検査	血清尿酸(※)	
血糖検査	空腹時血糖	
	ヘモグロビンA1c	490円
尿検査	尿糖・半定量	260円
	尿蛋白・半定量	
	尿潜血・半定量(※)	
採血料		400円
生化学検査・判断料		1,440円
血液学的検査判断料(ヘモグロビンA1c)		1,250円
結果等通知費(再診料)		710円
小計		8,270円
税率及び税額		10%
		827円
合計額		9,097円

(※)千葉市独自の追加項目

2 詳細項目

貧血検査	末梢血液一般検査	210円
	税率及び税額	10%
		21円
	計	231円
心電図検査	心電図検査(12誘導)	1,300円
	税率及び税額	10%
		130円
	計	1,430円
眼底検査	健診医療機関実施分精密眼底検査	1,120円
	税率及び税額	10%
		112円
	計	1,232円
	上記以外医療機関実施分精密眼底検査	3,850円
	税率及び税額	10%
		385円
計		4,235円

特定健康診査単価表(別表3)

令和6年度

※診療報酬改定により、健診実施日で単価が異なります。

1 基本項目

健診項目区分		個別方式	
		単価	
		5月31日まで	6月1日以降
診察	問診	2,700円	2,730円
	理学的所見(身体診察)		
	身長		
	体重		
	肥満度・標準体重		
	血圧		
脂質検査	空腹時中性脂肪または随時中性脂肪	990円	990円
	HDL-コレステロール		
	LDL-コレステロール		
肝機能検査	AST(GOT)		
	ALT(GPT)		
	γ-GT(γ-GTP)		
腎機能検査	血清クレアチニン(※)、eGFR(※)		
尿酸検査	血清尿酸(※)		
血糖検査	空腹時血糖	490円	490円
	ヘモグロビンA1c		
尿検査	尿糖・半定量	260円	260円
	尿蛋白・半定量		
	尿潜血・半定量(※)		
採血料		370円	400円
生化学検査・判断料		1,440円	1,440円
血液学的検査判断料(ヘモグロビンA1c)		1,250円	1,250円
結果等通知費(再診料)		690円	710円
小計		8,190円	8,270円
税率及び税額		10%	10%
		819円	827円
合計額		9,009円	9,097円

(※)千葉県独自の追加項目

2 詳細項目

貧血検査	末梢血液一般検査	210円	210円
	税率及び税額	10%	10%
		21円	21円
	計	231円	231円
心電図検査	心電図検査(12誘導)	1,300円	1,300円
	税率及び税額	10%	10%
		130円	130円
	計	1,430円	1,430円
眼底検査	健診医療機関実施分精密眼底検査	1,120円	1,120円
	税率及び税額	10%	10%
		112円	112円
	計	1,232円	1,232円
	上記以外医療機関実施分精密眼底検査	3,820円	3,850円
	税率及び税額	10%	10%
		382円	385円
	計	4,202円	4,235円

特定健康診査単価表(別表3)

令和5年度

1 基本項目

健診項目区分		個別方式 単価
診察	問診	2,700円
	理学的所見(身体診察)	
	身長	
	体重	
	肥満度・標準体重	
	血圧	
脂質検査	中性脂肪	990円
	HDL-コレステロール	
	LDL-コレステロール	
肝機能検査	AST(GOT)	
	ALT(GPT)	
	γ-GT(γ-GTP)	
腎機能検査	血清クレアチニン(※)、eGFR(※)	
尿酸検査	血清尿酸(※)	
血糖検査	空腹時血糖	
	ヘモグロビンA1c	490円
尿検査	尿糖・半定量	260円
	尿蛋白・半定量	
	尿潜血・半定量(※)	
採血料		370円
生化学検査・判断料		1,440円
血液学的検査判断料(ヘモグロビンA1c)		1,250円
結果等通知費(再診料)		690円
小計		8,190円
税率及び税額		10%
		819円
合計額		9,009円

(※)千葉県独自の追加項目

2 詳細項目

貧血検査	末梢血液一般検査	210円
	税率及び税額	10%
		21円
	計	231円
心電図検査	心電図検査(12誘導)	1,300円
	税率及び税額	10%
		130円
	計	1,430円
眼底検査	健診医療機関実施分精密眼底検査	1,120円
	税率及び税額	10%
		112円
	計	1,232円
	上記以外医療機関実施分精密眼底検査	3,820円
	税率及び税額	10%
		382円
	計	4,202円

特定健康診査単価表(別表3)

令和4年度

1 基本項目

健診項目区分		個別方式 単価
診察	問診	2,700円
	理学的所見(身体診察)	
	身長	
	体重	
	肥満度・標準体重	
	血圧	
脂質検査	中性脂肪	990円
	HDL-コレステロール	
	LDL-コレステロール	
肝機能検査	AST(GOT)	
	ALT(GPT)	
	γ-GT(γ-GTP)	
腎機能検査	血清クレアチニン(※)、eGFR(※)	
尿酸検査	血清尿酸(※)	
血糖検査	空腹時血糖	
	ヘモグロビンA1c	490円
尿検査	尿糖・半定量	260円
	尿蛋白・半定量	
	尿潜血・半定量(※)	
採血料		370円
生化学検査・判断料		1,440円
血液学的検査判断料(ヘモグロビンA1c)		1,250円
結果等通知費(再診料)		690円
小計		8,190円
税率及び税額		10%
		819円
合計額		9,009円

(※)千葉県独自の追加項目

2 詳細項目

貧血検査	末梢血液一般検査	210円
	税率及び税額	10%
		21円
	計	231円
心電図検査	心電図検査(12誘導)	1,300円
	税率及び税額	10%
		130円
	計	1,430円
眼底検査	健診医療機関実施分精密眼底検査	1,120円
	税率及び税額	10%
		112円
	計	1,232円
	上記以外医療機関実施分精密眼底検査	3,820円
	税率及び税額	10%
		382円
	計	4,202円

特定健康診査単価表(別表3)

令和3年度

1 基本項目

健診項目区分		個別方式 単価
診察	問診	2,700円
	理学的所見(身体診察)	
	身長	
	体重	
	肥満度・標準体重	
	血圧	
脂質検査	中性脂肪	990円
	HDL-コレステロール	
	LDL-コレステロール	
肝機能検査	AST(GOT)	
	ALT(GPT)	
	γ-GT(γ-GTP)	
腎機能検査	血清クレアチニン(※)、eGFR(※)	
尿酸検査	血清尿酸(※)	
血糖検査	空腹時血糖	
	ヘモグロビンA1c	490円
尿検査	尿糖・半定量	260円
	尿蛋白・半定量	
	尿潜血・半定量(※)	
採血料		350円
生化学検査・判断料		1,440円
血液学的検査判断料(ヘモグロビンA1c)		1,250円
結果等通知費(再診料)		690円
小計		8,170円
税率及び税額		10%
		817円
合計額		8,987円

(※)千葉県独自の追加項目

2 詳細項目

貧血検査	末梢血液一般検査	210円
	税率及び税額	10%
		21円
	計	231円
心電図検査	心電図検査(12誘導)	1,300円
	税率及び税額	10%
		130円
	計	1,430円
眼底検査	健診医療機関実施分精密眼底検査	1,120円
	税率及び税額	10%
		112円
	計	1,232円
	上記以外医療機関実施分精密眼底検査	3,820円
	税率及び税額	10%
		382円
	計	4,202円

特定保健指導単価表(別表4)

令和7年度

区分		委託料単価(税込)
心電図検査費用		1,430円
動機付け支援	初回面接分	3,988円
	最終評価	3,987円
積極的支援	初回面接分	4,994円
	最終評価	19,976円
	中断分	電話1回:2,497円 面接1回:4,994円 ※支援の方法及び回数による

特定保健指導単価表(別表4)

令和6年度

※診療報酬改定により、実施日で単価が異なります。

区分		委託料単価(税込)	
		5月31日まで	6月1日以降
心電図検査費用		1,430円	1,430円
動機付け支援	初回面接分	3,574円	3,988円
	最終評価	3,169円	3,987円
積極的支援	初回面接分	4,325円	4,994円
	最終評価	21,115円	19,976円
	中断分	-	電話1回:2,497円 面接1回:4,994円 ※支援(電話・面接)の方法と回数による

特定保健指導単価表(別表4)

令和3～5年度

区分		委託料単価(税込)
心電図検査費用		1,430円
動機付け支援	初回面接分	3,574円
	最終評価	3,169円
積極的支援	初回面接分	4,325円
	最終評価	21,115円
	中断分	5ポイントにつき、 424円